



◆ 小寺 光信 議員

養老町が目指す農業基盤は

町長 土地改良区の統合が基本方針

問 養老町農業基盤総合整備構想では土地改良区に関する基本方針として将来構想は、養老町で土地改良区の一歩化を目指す。

問 土地改良区の現状は。

答 本町の土地改良区の受益面積は3234ha。地区面積300ha未満の土地改良区のうち重複・重畳土地改良区の数6土地改良区がある。

問 土地改良区の賦課金等（水利費）は誰が支払うべきか。

答 賦課金は組合員が負担するもので、土地改良法36条第1項の定めにより「定款により組合員に対して賦課徴収することができる」ことから徴収される。



大巻地内営農風景

問 養老町としての考えは。

答 賦課金等の負担は、双方の話し合いにおいて分担することが可能となったことから、土地改良区での協議、また、土地所有者と耕作者とのコンセンサスをもって決定していくことが必要である。

問 土地改良法の改正状況は。

答 平成30年11月の土地改良法の一部改正により「准組合員制度」が創設され、土地所有者と耕作者のいずれもが土地改良事業に参加することができるようになった。

地域自治町民会議は

町長 町条例に基づいた組織団体

設置団体は4地区でこれからの団体には地域によっては設立までのハードルや検討事項もある中で、個別に相談に応じて更なる推進を図る。

問 設立に伴うメリットは。

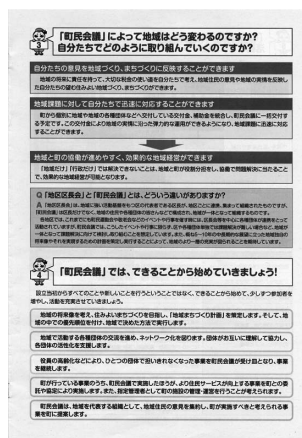
答 1つには、地域の情報を共有する組織・場になる。2つには、広い視野・大きいスケールで地域の課題を解決する場になる。3つには地域にとって優先順位の高い活動から実行できる。更に平常時から地域内の連携を深め、共に活動していることが、災害発生時などの非常時に大きな力となる。

問 補助金等の内容は。

答 地域総合活動交付金では、地域選択事業者と

問 その他の特色は。

答 地域課題の解決のための事業を行うために、地域総合活動交付金の中に地域協働事業費を設けて、地域選択事業費に加えて交付する。



地域自治町民会議パンフレットより



◆ 吉田 太郎 議員

企業誘致推進は

町長 本町の魅力発信を行う

問 コロナ禍における、企業誘致は。

答 コロナ禍により、経済活動に甚大な影響もたらされている。企業活動では、テレワークやオンライン会議など、ニューノーマルな働き方が実践されている。都市部と同様のクオリティーの環境があれば、企業進出、移住も可能と考えられている。本町においても、今年度整備したテレワーク施設『YOROFFICE』のPR用ホームページを開設し、SNSを活用した情報発信を行っている。養老公園観光拠点整備プロジェクトにより、本町の魅力を発信し、都市部の企業や、地方回帰に興味のある方への働きかけを行い、企業進出に繋げていきたい。



サラダコスモ養老生産センター

町長の政治姿勢は

町長 養老が一番を目指した

問 町政3期目の施策は。

答 「養老改元1300年祭」の開催による交流人口の拡大、地域活性化を図ることができた。「ネクスト100プロジェクト」の創設により、更なる発展を目指していく。

町内全地区での地域自治町民会議を設立し、地域住民全員と行政が互いに協力し、より良い地域の構築のため力を集結したい。これから先も、真摯に向き合い、継続的に取り組んでいけるよう努めていきたい。

「目の前の変化に適切しつつ、その後の土台、礎を創る」そのような使命を果たすため、最後まで全力を尽くしたい。

問 本年11月実施予定の町長選への出馬予定は。

答 今期で退任の意思を固めており、養老町の未来を町民と共に創造し、攻守のバランスのとれ、リーダーとしての資質を持った人物に奮い立って欲しい。